令和2年第6回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和2年11月26日 開会

令和2年11月26日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和2年第6回奈井江町議会臨時会

令和2年11月26日(木曜日) 午前 9時59分開会 午前10時14分閉会

〇議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第4号 奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
- 第 4 議案第1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第9号)
- 第 5 議案第2号 令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第3号 令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予 算(第3号)

〇出席議員(9人)

1番	篠	田	茂	美	2番	大	関	光	敏
3番	竹	森		毅	4番	遠	藤	共	子
5番	石	JII	正	人	6番	笹	木	利 津	子
7番	森	山		務	8番	大	矢	雅	史
α恶	杰	采	空斤	_					

〇欠席議員 なし

〇地方自治法第121条により出席した者の氏名(15名)

町					長	Ξ	本	英	司
副	町					碓	井	直	樹
教	教 育					相	澤		公
企	画,	財政	女 課	参	事	小	澤	克	則
総	3	務	課	1	長	辻	脇	泰	弘
会計管理者兼会計課					長	横	山		誠
町	民	生	活	課	長	馬	場	和	浩
建	設	環	境	課	長	大	津	_	由
産	業	観	光	課	長	石	塚	俊	也
保	健	福	祉	課	長	鈴	木	久	枝
教育委員会事務局長 松 ス							本	正	志

町 立 病 院 事 務 長 杉 野 和 博 保健福祉課課長補佐 田 野 義 美 保健福祉課課長補佐 辻 脇 真理子 代 表 監 査 委 員 中 野 浩 二

〇欠席した者の氏名

農業委員会会長小島和博

〇職務のために出席した者の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長 滝 本 静 議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

(9時59分)

開会

●議長

おはようございます。第6回臨時会、出席大変ご苦労さまです。ただいま出席議員 9名で、定足数に達しておりますので、令和2年奈井江町議会第6回臨時会を開会いた します。

これより、本日の会議を開きます。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第 122条の規定により、2番、大関議員、3番、竹森議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。ご異議あ

りませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時00分)

●議長

日程第3、議案第4号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。臨時会出席、お疲れさまです。

議案書21ページをお開きください。議案第4号「奈井江町職員の給与に関する条例 等の一部を改正する条例」令和2年11月26日提出、奈井江町長。

本条例改正については、令和2年人事院勧告による職員等の期末手当に関連する条例の一部を改正するものであります。詳細につきまして、担当課長よりご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

総務課長。

●総務課長

改めまして、おはようございます。臨時会出席お疲れさまでございます。

奈井江町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、配布されております資料でご説明いたしますので、臨時会資料9ページ、資料2をお開きください。

今回の条令改正につきましては、令和2年の人事院勧告に基づき行うものでございます。月例級の改定はございませんが、期末勤勉手当の支給率について特別職、一般職とも0.05月分を引き下げ、令和2年度につきましては、12月支給の期末手当を特別職につきましては2.25月から2.20月、一般職につきましては1.30月から1.25月にするものであります。なお、令和3年度につきましては6月と12月でこれを均等に配分するものであります。

続きまして会計年度任用職員ですが、一般職の引き下げに伴いまして期末手当の支給月につきましては、令和2年度は一般職の2分の1である0.65月から0.025月分を引き下げ、0.625月にするものであります。なお、令和3年度は一般職の4分の3である1.9125月分を6月と12月で均等に配分するものであります。この条例は、令和2年12月1日から施行し、令和3年度分は令和3年4月1日からの施行であります。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4、失礼いたしました。議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第4、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書1ページをお開きください。議案第1号「令和2年度一般会計補正予算(第9号)」について、ご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ2,163万8,000円を追加し、予算の総額を それぞれ55億5,884万5,000円とするものであります。今回の補正予算につき ましては、このあと提案いたします特別会計及び企業会計も含め、今ほど条例の可決を いただきました人事院勧告に伴う人件費とふるさと応援寄附金にかかるものであります。

補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、6ページをお開きください。 第2款1項1目の一般管理費では、その他一般行政に要する経費として会計年度任用職員の期末手当、共済費、合わせて11万8,000円を減額計上。下段、ふるさと応援寄附金事業に要する経費では、返礼品の購入費用のほか送料、業務支援サービス手数料等で2,389万2,000円を追加計上。7ページから8ページにわたります第12款1項1目の職員給与費では、特別職と一般職の期末手当、共済費、合わせて213万6,000円を減額計上しております。

次に歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開きください。第17款1項1目の寄附金では、ふるさと応援寄附金を見込み、4,000万円を追加計上。第20款5項1目の雑入では、社会保険料6,000円を減額計上しております。以上における歳入歳出の差1,835万6,000円については、財政調整基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定を お願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。 3番、竹森議員。

●3番

今ほどの説明で、ふるさと納税についてなんですけれども、今回、4,000万円の補正ということで1億円を越すことになるわけなんですけれども、ホームページや何かで10月末までのふるさと納税の金額が発表になっていますけれども、その経過と今後の見込みについて4,000万円ということで出ているんですけど、その内容について、お知らせ願います。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

臨時会出席、大変お疲れさまでございます。

ただいまの竹森議員のご質問でございますが、初めに1点目のふるさと応援寄附金のこれまでの経過ということで、昨日現在の寄附金の収入実績を申し上げますと、6,208万円ということで既に昨年の実績、また当初予算額の6,000万を上回る寄附をいただいており、今回の補正につきましては当面の記念品の購入、送料等の予算の不足が見込まれることから、急遽、予算補正を行わせていただきました。寄附がこれだけ増えた理由といたしましては、昨年同期との比較で申し上げますと、昨年から今年度にかけましてポータルサイトを3サイト追加してございます。それらの純増分として約2,000万寄附額が伸びているということに加え、本年度新たに取組を始めました特裁米のゆめぴりかの無洗米を追加いたしましたが、それらの分ですとか、昨年も好評でしたが、ゆめぴりかの玄米、これらも大幅に寄附額が増えている。これらのことが主な増額の要因となっている状況でございます。

今後の見通しとしては、先ほど申しました特裁米ゆめぴりかの無洗米が非常に好評ということですが、当初予定をしておりました数量が間もなく終了してしまうというようなことになってございますので、昨年と比較し、または大幅な増加は見込めないとは言いながらも、今回、追加補正で総額1億円ということで予算措置をさせていただきましたので、それに向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

●議長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第5、議案第2号「令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を 議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書11ページをお開きください。議案第2号「下水道事業会計補正予算(第2号)」の概要について、ご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては歳入の補正はなく、予算の総額は変わらず4億640万円であります。

補正予算の内容についてご説明申し上げます。14ページをお開きください。第1款3項1目下水道維持費では、人事院勧告による人件費の見込み精査を行い、2万4,000円を減額計上、また予備費を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。以上、補正予算の概要について、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第6、議案第3号「令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第3号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書17ページをお開きください。議案第3号「病院事業会計補正予算(第3号)」について、ご説明いたします。第2条の収益的収入及び支出の補正では、支出第1款病院事業費用において120万1,000円を減額し、総額10億5,995万3,000円としております。令和2年11月26日提出。奈井江町長。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。19ページをお開きください。今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の精査であります。支出の病院事業費用、 医業費用の1目給与費では、期末手当、共済費等合わせて117万8,000円を減額 計上。医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅でも同様に、2万3,000円を減額額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定を お願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。 討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 これにて、令和2年奈井江町議会第6回臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さま でした。

(10時14分)